厚生関連資料

告	医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施
	行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示 (7/30 告示第 292 号)······p.65
事	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その 52~58) (8/4, 11, 16, 26, 27 保険局医療課事務
	連絡) · · · · · · p.66
事	患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載等
	(8/6 保険局医療課等事務連絡)
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (8/11 告示 304, 8/31 告示 322) …p.68
告追	■ 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部改正∕療担規則等に基づき厚生労働大
	臣が定める掲示事項等の一部改正等/使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等(8/11 告示 305, 307, 保医発 0811·3,
	8/31 告示 325, 保医発 0831·1)
通	抗 CGRP 受容体抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項 (保医発 0811·4) ·······p.71
通	抗 CGRP 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項 (保医発 0811·5)p.71
通	テセルパツレブ製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項 (保医発0811·6) ······p.71
通	医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等(RE発0825·2) ·····p.72
通	抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正 (保医発 0825·3)
	p.73
通	ウパダシチニブ水和物製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項 (保医発 0825·4) ······p.73
通	検査料の点数の取扱い (保医発 0825·1, 0831·5)p.74
通	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正(REE発0831·2) ······p.74
告追	動物では、100mmのでは、1
告追	■ 厚生労働大臣が定める傷病名,手術,処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部
	改正等(DPC/PDPS) (8/11 告示 308, 保医発 0811·2)
告	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院,基礎係数,機能評価係数Ⅰ,機能
	評価係数 II 及び激変緩和係数の一部改正 (8/31 告示 326) ······p.79
	* * *
通	令和 3 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施 (医政発 0729·23) ······p.79
事	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関 (8/6 医政局総務課等事務連絡)·······p.85
通	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行 (保発 0813·1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

*本欄で示す "p.00/p.00" は,原則 "診療点数早見表(DPC 点数早見表)2020 年 4 月版/**2021 年 4 月増補版**" ページ数です。



医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を 改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

令和3年7月30日 告示第292号

内閣府(Miller) F生労働省 Yringyo Heart last Facility 社会保険打 研究 境省

【解説】「医薬品,医療機器等法」の一部改正に伴い,関係告示が一部改正されました。 8月1日からの適用です。 (前略) 当該薬剤の注意事項等情報 (中略) 第68条の2の規定により公表された注意事項等情報をいう。以下同じ」として公表された効能(以下略)

(p.434~p.436 項番「2~5, 12, 13, 15, 23~26]/p.436~p.441 項番「2~5, 12, 13, 15, 23~26, 40, 41, 49, 51~55, 58~62, 68~70, 78~85, 89~98J, 下線部訂正)

(前略)〔当該薬剤の注意事項等情報と して公表された効能(以下略)

(p.434~p.436項番「6~11, 17~22」/p.436 ~p.441項番「6~11, 17~22, 28~39, 42~48, 56, 63~67, 71~77, 86~ 88J, 下線部訂正)

(前略) 〔当該薬剤の注意事項等情報と

して公表された効能(中略)医薬品 医療機器等法第14条<u>第15項</u>の規定 により、(以下略)

(p.434~p.436 項番「14, 16, 27」/p.436 ~p.441 項番「14, 16, 27, 50」, 下線部訂正)

(前略) 〔当該薬剤の注意事項等情報と して公表された効能(以下略)

(前略) [当該薬剤の注意事項等情報と して公表された効能(中略)医薬品 医療機器等法第14条<u>第15項</u>の規定 により、(以下略)

(p.436 右段最下部に下線部訂正し挿入/ p.436~p.441 項番「57」, 下線部訂正)

| 57 | **オクトレオチド酢酸塩** (医薬品 3174 | 医療機器等法第 14 条第 15 項 の規定による (以下略)

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正(第9条)(DPC)

* 2020 年版早見表には項番「27」まで、 2021 年版には項番「78」までを記載。項 番「79」以降は、2021 年 5 月号 p.71 と 6 月号 p.93 を参照。

(p.434~p.436 項番「1」/p.436~p.441 項番「1」,下線部訂正)





厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等(DPC/PDPS)

令和3年8月11日 告示第308号,保医発0811第2号

厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処 置等及び定義副傷病名の一部改正(告 示第308号第1条)

(p.77 右段最下部, (2020 年 6 月号 p.103 で 訂正) / **p.77 右段最下部**, 下線部挿入) 010155 運動ニューロン疾患等

手術・処置等 2

:

③ ヌシネルセンナトリウム, オナセム ノゲン アベパルボベク, リスジプラム 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正(告示第308号第2条)

(p.436 右段最下部の次に挿入/p.440 右段 6 枠目、下線部訂正)

69 インコボツリヌストキシン 全ての番号 A〔当該薬剤の注意事項等 情報として公表された効能 又は効果及び用法又は用量 (令和2年6月29日に、 医薬品医療機器等法第 14 条第1項の規定により承 認されたものに限る) に係 るものに限る) インコボツリヌストキシン 全ての番号 A〔当該薬剤の注意事項等 情報として公表された効能 又は効果及び用法又は用量 (令和3年6月23日に、 医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項の規定により, 既に承認された効能又は効 果及び用法又は用量の変更 について承認されたものに 限る)に係るものに限る〕

[p.436 右段最下部, (2021 年 6 月号 p.93 で 訂正), /p.441 右段最下部の次に挿入]

- 99 ウパダシチニブ水和物 3072 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕
- 100 フィルグラスチム (遺伝 1769. 子組換え)〔当該薬剤の注 1842 から 意事項等情報として公表 1848 まで, された効能又は効果及び 1852 から |用法又は用量(令和3年||1855まで. 6月23日に、医薬品医 1859、 療機器等法第14条第1860. 15項の規定により、既 1864, に承認された効能又は効 1865, 果及び用法又は用量の変 1920 から 更について承認されたも 1922まで、 のに限る)に係るものに 1924, 限る〕 1925, 2500 から 2505 まで、2509 から 2511まで、2515、2516、

2860, 2863, 2865, 3167,

- ついて承認されたものに 1922 まで、限る) に係るものに限る) 1924, 1925, 2500 から 2505 まで、2509 から 2511 まで、2515, 2516, 2860, 2863, 2865, 3167, 3986 及び 3988
- 102 **タゼメトスタット臭化水** 素酸塩〔当該薬剤の注意 事項等情報として公表さ れた効能又は効果及び用 法又は用量(令和3年6 月23日に、医薬品医療 機器等法第14条第1項 の規定により承認された ものに限る)に係るもの に限る
- 103 **ツシジノスタット**(当該 薬剤の注意事項等情報と して公表された効能又は 効果及び用法又は用量 (令和3年6月23日に, 医薬品医療機器等法第 14条第1項の規定によ り承認されたものに限 る)に係るものに限る)
- 104 フレマネズマブ(遺伝子 組換え)〔当該薬剤の注意 事項等情報として公表された効能又は効果及び用 法又は用量(令和3年6 月23日に、医薬品医療 機器等法第14条第1項 の規定により承認された ものに限る)に係るもの に限る〕
- 105 エレヌマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る)
- 106 ##表)(当該薬剤の注意 事項等情報として公表された効能又は効果及び用 法又は用量(令和3年6 月23日に、医薬品医療 機器等法第14条第1項 の規定により承認された ものに限る)に係るものに限る)
- 107 L-リシン塩酸塩、L-アル ギニン塩酸塩〔当該薬剤 の注意事項等情報として 公表された効能又は効果 及び用法又は用量(令和 3年6月23日に、医薬 品医療機器等法第14条 第1項の規定により承認 されたものに限る)に係 2471から るものに限る〕

- 2480、2481、2488、2489、 2500から2502まで、2509、 2510、2515、2519、2520、 2528から2530まで、2552から 2554まで、2565、2566、 2573、2574、2585、2589、 2631、2632、2637、2643、 2644、3171、3275、3283、 3986及び3988
- 108 ギボシランナトリウム 3198 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る]
- 109 **ルテチウムオキソドトレ** 1936 から オチド (177Lu) 〔当該薬 1938 まで、 剤の注意事項等情報とし 1949, て公表された効能又は効|1950, 果及び用法又は用量(令 1961. 和3年6月23日に, 1962. 医薬品医療機器等法第 2463 から 14条第1項の規定によ 2466まで, り承認されたものに限 2471 から る) に係るものに限る) 2473 まで. 2480, 2481, 2488, 2489, 2500 から 2502 まで,2509, 2510, 2515, 2519, 2520, 2528から2530まで,2552から 2554まで、2565、2566、 2573, 2574, 2585, 2589, 2631, 2632, 2637, 2643, 2644, 3171, 3275, 3283, 3986 及び 3988
- 110 ジヌツキシマブ (遺伝子 1769. 組換え)〔当該薬剤の注意 1842 から 事項等情報として公表さ 1848 まで, れた効能又は効果及び用 1852から 法又は用量(令和3年6 1855まで、 月 23 日に,医薬品医療 1859. 機器等法第 14 条第 1 項 1860, |の規定により承認された||1864, ものに限る)に係るもの 1865, に限る) 1920から 1922まで、1924、1925、2500 から 2505 まで、2509 から 2511 まで、2515、2516、2860、 |2863, 2865, 3167, 3986及び 3988
- 111 レレバクタム水和物/イミペネム水和物/シラスタチンナトリウム (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る)



保医発 0811 第2号

(p.437 別表の最下部に挿入/p.444「69」に下線部挿入)

告示 番号		銘柄(参考)	適応症	ICD-10 (参考)
69	インコボツリヌストキシン A	ゼオマイン筋注用 50 単位 ゼオマイン筋注用 100 単位	上肢痙縮	(特定できない)
		ゼオマイン筋注用 200 単位	下肢痙縮	(特定できない)

[p.437, 別表の最下部に挿入, (2021年6月号p.94で訂正), /p.444最下部に挿入]

告示 番号	薬剤名	銘柄 (参考)	適応症	ICD-10 (参考)
99	ウパダシチニブ水和物	リンヴォック錠 7.5mg	既存治療で効果不十分な関節症性乾癬	L405
		リンヴォック錠 15mg		
100	フィルグラスチム(遺伝子組換え)	グラン注射液 75	神経芽腫に対するジヌツキシマブ(遺伝子組換え)の抗	,
		グラン注射液 150	腫瘍効果の増強	C383等
		グラン注射液 M300		
		グランシリンジ 75		
		グランシリンジ 150		
		グランシリンジ M300		
101	テセロイキン(遺伝子組換え)	イムネース注 35	神経芽腫に対するジヌツキシマブ(遺伝子組換え)の抗	/
100			腫瘍効果の増強	C383等
102	タゼメトスタット臭化水素酸塩	タズベリク錠 200mg		C820,
100			パ腫(標準的な治療が困難な場合に限る)	C821等
	ツシジノスタット	ハイヤスタ錠 10mg	再発又は難治性の成人 T細胞白血病リンパ腫	C915
	フレマネズマブ(遺伝子組換え)	アジョビ皮下注 225mg シリンジ	片頭痛発作の発症抑制	G43\$
105	エレヌマブ(遺伝子組換え)	アイモビーグ皮下注 70mg ペン	片頭痛発作の発症抑制	G43\$
106	テデュグルチド(遺伝子組換え)	レベスティブ皮下注用 3.8mg	短腸症候群	K918
107	L-リシン塩酸塩,L-アルギニン塩	ライザケア輸液	ルテチウムオキソドトレオチド(¹⁷⁷ Lu)による腎被曝	C159,
	酸塩		の低減	C169等
108	ギボシランナトリウム	ギブラーリ皮下注 189mg	急性肝性ポルフィリン症	E802
109	ルテチウムオキソドトレオチド	ルタテラ静注	ソマトスタチン受容体陽性の神経内分泌腫瘍	C159,
	(¹⁷⁷ Lu)			C169等
110	ジヌツキシマブ(遺伝子組換え)	ユニツキシン点滴静注 17.5mg/	大量化学療法後の神経芽腫	C300,
		5 mL		C383等
111	レレバクタム水和物/イミペネム	レカルブリオ配合点滴静注用	<適応菌種>本剤に感性の大腸菌,シトロバクター属,	(特定でき
	水和物/シラスタチンナトリウム		クレブシエラ属,エンテロバクター属,セラチア属,緑	ない)
			膿菌、アシネトバクター属	
			ただし、カルバペネム系抗菌薬に耐性を示す菌株に限る	
			<適応症> 各種感染症	

告

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院,基礎係数,機能評価係数I,機能評価係数I及び激変緩和係数の一部改正

令和3年8月31日 告示第326号

(p.451 左段/p.458 左段,下線部訂正) 別表第 3

	都道府県	病院	機能評価係 数 II	激変緩和係 数
(略)				
31312	削除	削除	削除	削除
(略)				